

計画の数値目標

資料4

国は自殺対策について、令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年の18.5と比べて30%以上減少させるという考え方のもと、「令和8（2026）年までに、自殺死亡率を13.0以下まで減少させる」ことを目標にしています。

また、県においては、平成27（2015）年の自殺死亡率を30%以上減少させるという考え方のもと、「令和9（2027）年までに、自殺死亡率を12.2以下となること」を目標にしています。

本市においては、年度によって自殺者数にばらつきがみられるため、平成25（2013）年から平成29（2017）年までの平均自殺死亡率から数値目標を以下の通り設定します。

目標値達成後は、計画最終年の令和11（2029）年までさらなる減少を目指すとともに、国の「自殺総合対策大綱」の更新に伴い、新たな目標が示された場合は、次期計画への反映に努めます。

【案① 現行計画の考え方をもとに、国・県の目標値に合わせにいくパターン
(平均自殺死亡率)】

数値目標	基準値	目標値
	平成 25 (2013) 年から 平成 29 (2019) 年までの 平均自殺死亡率	令和 6 (2024) から 令和 11 (2029) 年までの 平均自殺死亡率
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	14.0	9.8 以下

→ 30%減少 →

【参考】

自殺死亡率 (人口 10 万対) の推移	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
	16.6	7.5	17.8	10.3	17.6	17.4	14.4	11.4	14.2	22.7

【案② 基準値のみ国・県に合わせにいくパターン (平均自殺死亡率)】

数値目標	基準値	目標値
	平成 27 (2015) 年の 自殺死亡率	令和 6 (2024) から 令和 11 (2029) 年までの 平均自殺死亡率
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	17.8	12.5 以下

→ 30%減少 →